

資料3

景観届出制度の 事務改善案について

平成31年1月15日
長野県景観審議会

経緯

- 近年急激に増加した太陽光発電施設の建設ほか、鉄塔など工作物の建設に対する安全性や周辺環境等への影響を危惧した住民トラブルが増加しており、景観に関しては、「届出における指導が不十分ではないか」と県民から複数の指摘
- 届出制度における課題
 - ・ 景観法において、届出への「指導」は明確に位置づけられていない
 - ・ 届出時点(着手30日前)で、ほぼ確定した計画であるため調整が困難
 - ・ 全県がほぼ一律で定性的な基準であり、客観的な判断が困難
 - ・ 住民が直接意見の言える機会がない



届出の実効性を高めるため、事務改善を検討

平成29年度の取組み

- 景観事務研究会議(29年度 計4回開催)
 - ・ 景観行政団体の内19市町村及び県(現地機関を含む)で構成
 - ・ 各団体の取組の情報提供、他県の事例紹介、太陽光発電設備に関する企業からの講義、現地見学など
 - ・ 意見交換のまとめとして、事前協議制の導入、客観的調整プロセスの検討として、専門家の意見聴取、住民参画、情報公開、景観シミュレーションによる評価についての検討が必要とされた
 - ・ また、連携体制の改善として、景観行政団体市町村及び庁内他部局との連絡体制の見直しが必要とされた

平成30年度の取組み

- 景観事務改善検討会議(30年度 計3回開催)
 - ・ 研究会議のまとめをもとに、県組織内で意見交換など
 - ・ 県の立場、現在の事務の問題点など整理

届出制度の改善策

届出添付書類の追加

- ・ 指定した眺望点からの景観シミュレーション
- ・ 住民説明の概要報告
- ・ 住民等からの意見に対する配慮

地域にとって重要な眺望点等の指定



届出添付書類の追加

書類	効果
景観への影響のシミュレーション(完成予想図)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に与える影響がわかる ・ 住民説明資料として利用できる
住民説明の概要報告及び出された意見に対する配慮(説明方法は任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が計画内容を知り、意見できる場の確保 ・ 行政のみの指導よりも住民等から意見があることで景観配慮が見込まれる

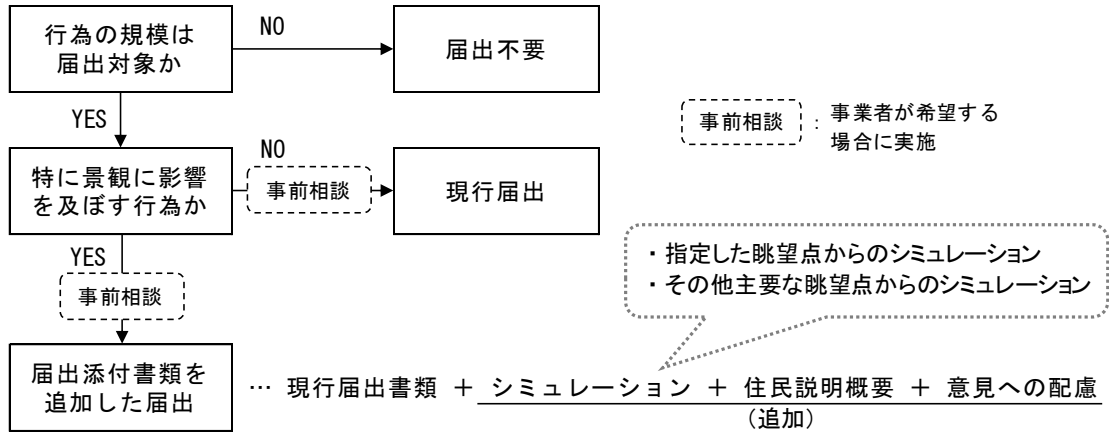
現在の届出対象(大規模行為)

行為種別		規模
建築物の新築等		高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
建築物の外観変更		変更面積400㎡超
プラント類、機械式駐車装置、貯蔵施設類、 処理施設類の新設等及び外観変更		高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
工 作 物	電気供給施設等	高さ20m超
	太陽光発電施設	築造面積1,000㎡超
	上記以外	高さ13m超
土石の採取、鉱物の掘採		面積3,000㎡超又は
土地の形質の変更		生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30m超
屋外における物件の堆積		高さ3m又は面積1,000㎡超
建築物又は工作物の外観に表示される 特定外観意匠		面積25㎡超

このうち、添付書類を追加する行為
(特に景観に影響を及ぼす行為)

行為種別		規模
建築物		高さ13m超かつ建築面積1,000㎡超
工 作 物	電気供給施設等 (送電鉄塔、基地局)	高さ20m超
	太陽光発電施設	築造面積1,000㎡超
土石の採取等		面積1ha超かつ法高3m超かつ長さ30m超
土地の形質の変更		

届出手続きフロー



住民説明等報告書のイメージ

住民説明等概要報告書

行為者氏名 (届出者)	
行為の場所	
行為の種類	
住民説明等の方法	説明会、個別説明等、具体的に記入してください
住民説明等実施日時	
説明対象とした範囲 (自治会、地区名等) 及び戸数	
参加者数又は実施者数 (人もしくは戸数)	
出された意見及び対応 (欄が不足する場合は別紙により対応してください)	
番号	意見
	配慮

報告書は、ホームページ等で公表することを検討

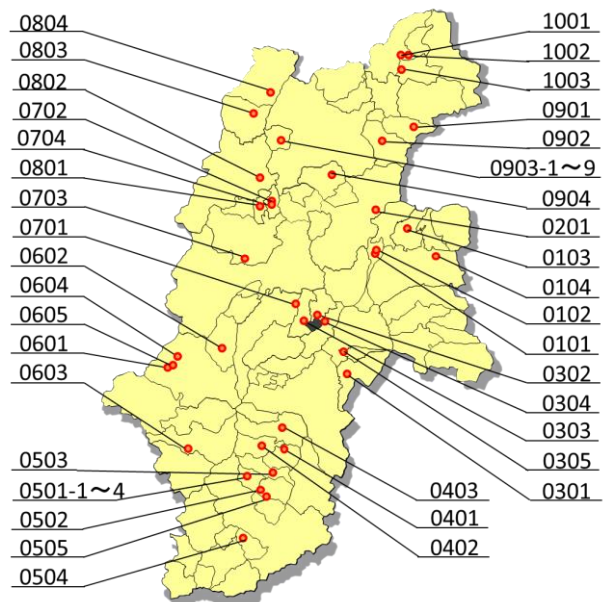
シミュレーションを行う眺望点等

時期	内容
当初	信州ふるさとの見える(丘) 不特定かつ多数のものが利用し、景観資源を眺望できる場(主要な眺望点)
32年度以降	市町村の申し出により追加指定

眺望点等については、景観計画に位置付けたい

ふるさとの見える(丘)

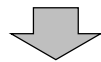
- 「信州らしさ」や「ふるさと」を実感できる風景である、「ふるさと信州風景百選」を展望できるビューポイント
- 現在62箇所を認定(右図)
- 長野県公式HPのほか、スマホアプリ「信州ナビ」でも紹介



信州ふるさとの見える丘		
番号	第0606号	
名称	柳又御嶽山展望台	
場所	木曾郡木曾町開田高原西野957-19	
形態	展望台(駐車場有)	
面積	約1,325㎡	
眺望の特徴	<p>信州を代表する山のひとつである木曾御嶽山を間近に望める絶好の位置にあり、多くの観光客が立寄る眺望スポットとなっています。</p> <p>御嶽山の雄大な山容を見渡すことができ、眼下には開田高原らしい農村風景が広がります。</p>	

眺望点等の指定

長野県の景観計画区域となっている市町村には様々な地域の特徴があり、配置や意匠などの基準の定量化は現実的ではない



「地域で守っていくべき大事な景観」を明確にすることが重要



- ・眺望の障害を防ぐことが必要な「景勝地」や「ランドマーク」等が明確になり、積極的な指導が可能になる
- ・事業者にとっては、当初計画への景観配慮はもとより、重要な場所への開発抑制も期待できる

眺望点等の指定

眺望点等は市町村の申し出により県が指定する



市町村で選定を行うことから、

- ・景観行政団体に移行していない市町村の景観意識の醸成
- ・選定に住民を巻き込むことにより、住民の景観意識、地域への愛着が期待できる

太陽光発電施設に特化した対応

他の工作物と同じ景観育成基準としているが
具体的な記載でないと対応されにくい



具体的な景観配慮事項を公表

- ・ 配置、規模
 - ・ 色彩、反射
 - ・ 遮蔽、修景(植栽、塀、フェンス)
- = 「見えなくすること」
「目立たなくすること」

施行までのスケジュール案

年度	月	内容
平成30年度	1月 2月	改善の方向性について景観審議会に意見聴取 景観行政団体以外の市町村に改善について説明
平成31年度	4～9月 9月 12月	細部の検討 パブコメ 景観審議会 規則改正・景観計画変更 施行(1月1日以後に着手するものに適用)